

第三浄水場脱水汚泥運搬業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、第三浄水場脱水汚泥運搬業務委託に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、第三浄水場から発生する脱水汚泥を積込み、搬入場所まで運搬するものである。なお、脱水汚泥は、産業廃棄物に該当するものである。

(搬出、搬入場所)

第3条 業務の履行場所は次のとおりとする。

(1) 搬出場所

第三浄水場

北上市北工業団地5-8 脱水機棟

(2) 搬入場所

大船渡市赤崎町

(業務の内容)

第4条 業務の内容は次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は業務にかかる業務実施計画書を作成し、契約締結の日から14日以内に発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、第3条(1)に掲げる搬出場所から脱水汚泥を積込み、第3条(2)に掲げる搬入場所に運搬するものとする。
- (3) 委託期間内における脱水汚泥の運搬量は次のとおりとする。ただし、運搬量は、工業用水道施設の運転状況により増減することがある。
第三浄水場・・・250t
- (4) 運搬量は、第3条(2)に掲げる搬入場所の業者が保有する計量器による計量値とし、計量値は小数点以下第2位までとする。
- (5) 受注者は、各月の業務を完了したときに下記報告書を速やかに提出すること。
 - ア 業務完了報告書
 - イ 汚泥運搬量報告書（計量伝票の写しを添付のこと）
 - ウ 業務写真（運搬1台ごとに積込状況、積込完了、搬入場所での荷降ろし状況等）

(業務上の留意事項)

第5条 業務委託の実施は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）並びに関係法令に基づき廃棄物を適正に運搬しなければならない。
- (2) 受注者は、この契約締結後、遅滞なくこの業務に必要な監督官庁の許可証の写しを発注者に提出しなければならない。後日、許可事項を変更した場合も同様とする。
- (3) 運搬車両は、第5条(2)の許可証に記載された、産業廃棄物「汚泥」の収集運搬が可能な車両を使用しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の実施に必要な器材等にかかる経費をすべて負担するものとする。
- (5) 発注者は、第4条(1)の業務実施計画書の提出があった場合は、遅滞なくこれを審査

し、不相当と認められる場合は、受注者と協議するものとする。

- (6) 本設計ではダンプトラック1台当り積載土量を約6.60tと想定して作業量を算出しており、積込み等その他のサイクルタイムに関しても過去の実績を考慮している。
- (7) 搬出頻度はおおむね1日1回、月3回を想定している。
- (8) 搬出予定日は発注者と協議するものとする。
- (9) 脱水汚泥は、ホッパより直接車両へ積み込むものとする。施設の概要は次のとおり。

施設寸法（搬出車両の入庫可能寸法※参考値）

排出ホッパまでの地上からの高さ	3.15m
排出建屋入口の幅（内寸）	4.0m
排出建屋入口からの奥行き（内寸）	7.0m

※ 通路幅4.9m（有効幅としての参考値）

（産業廃棄物管理票）

第6条 廃棄物の管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以降「情報処理センター」という。）を使用することを標準とする。ただし、排出者及び運搬者の状況により情報処理センターの使用が不可能である場合には同法第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を使用するものとする。

（脱水汚泥の処分）

第7条 脱水汚泥の処分は、発注者が別途契約した者が処分するものとする。

（業務実施計画書）

第8条 業務実施計画書に記載する事項は次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表
- (3) 安全管理
- (4) 施工方法
- (5) 施工管理計画
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 担当者の職、氏名
- (8) その他必要と思われる事項

（委託料の算定）

第9条 委託料の算定は次のとおりとする。

- (1) 委託料は、第4条(4)による運搬量に委託料単価を乗じて算定するものとする。
- (2) 委託料の算定において、算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（その他）

第10条 この特記仕様書に記載されていない事項又は、疑義のある場合は監督職員に協議するものとする。

令和 年 月 日

県南施設管理所長 殿

受注者

汚泥運搬量報告書

令和 年 月分の脱水汚泥運搬量を次のとおり報告します。

汚泥運搬年月日	汚 泥 運 搬 量	備 考
	t	
	t	
	t	
	t	
	合計 t	

※汚泥運搬日ごとに記入することとする。

請求金額の算出

委託料単価 (税込)

×

汚泥運搬量

=

請求金額 (税込)

円 / t ×

t =

円

提出書類

	項 目	部数	備 考
契 約 後	業務工程表	不要	
	主任技術者通知書	1	契約締結後 7 日以内 経歴書含む
	業務実施計画書	1	契約締結後14日以内
業 務 前			
業 務 委 託 中	打合せ議事録	2	必要の都度、1部返却用
完 了 時	業務完了報告書	1	各月の業務を完了後に速やかに提出
	汚泥運搬量報告書 (計量伝票の写しを添付すること)	1	”
	業務写真	1	運搬前、積込状況、荷降ろし状況等
そ の 他			
備 考			